

## 労働安全衛生法に基づく免許試験の試験手数料が変更されます

栃木労働局長より、令和5年1月25日付け栃労発基0125第7号「[労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令について](#)」をもって連絡があるとともに、関東安全衛生技術センター所長からも本件改正に係る周知依頼がありました。

詳細は、「[関東安全衛生技術センターHP](#)」でご確認ください。